

# 女性活躍推進法に基づく一般行動計画

社会福祉法人 梅寿会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和2年7月1日から令和6年3月31日までの3年9か月間

## 2. 内容

目標1：令和5年度末までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成31年度の実績（43.4%）より6%以上引き上げ、50.0%以上にする。

### <対策>

- 令和 2年 7月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し促進する
- 令和 2年 7月～ ワークライフバランスの見直しを図る
- 令和 3年 7月～ 年次有給休暇取得状況を事業報告等で公開する

目標2：仕事と子育てに励む男女職員の声の紹介などにより、子育て期の職員が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。

### <対策>

- 令和 2年10月～ 子育て期の男女労働者の聴き取りによる状況確認をする
- 令和 3年 7月～ ホームページ等に子育て期の労働者を紹介する

目標3：男女の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。

### <対策>

- 令和 2年 7月～ 子育て期の職員の把握
- 令和 3年 7月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修会を実施する